

(別添)

「医療法人の合併について（平成 24 年医政指発 0531 第 2 号）」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
第 1 (略)	第 1 (略)
第 2 合併の手続 (略)	第 2 合併の手続 (略)
1 合併決議及び認可（法第 57 条関係） (1) 社団たる医療法人にあっては、総社員の同意があるときに限り、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併をすることができ ること。 (2) 財団たる医療法人にあっては、寄附行為に合併することができる 旨の定めがある場合に限り、他の社団たる医療法人又は財団たる医 療法人と合併をすることができること。なお、財団たる医療法人が 合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならないが、 寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。 (3) 合併後存続する医療法人又は合併により設立する医療法人につい ては、合併をする医療法人が社団たる医療法人のみである場合に あっては社団たる医療法人、合併をする医療法人が財団たる医療法人 のみである場合にあっては財団たる医療法人でなければならないこ と。 (4)・(5)	1 合併決議及び認可（法第 57 条関係） (1) 社団たる医療法人にあっては、総社員の同意があるときに限り、 他の社団たる医療法人と合併をすることができ ること。 (2) 財団たる医療法人にあっては、寄附行為に合併することができ る旨の定めがある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をする ことは、理事の三分の二以上の同意がなければならないが、寄附行為に別 段の定めがある場合は、この限りでないこと。 (新規) (3)・(4)
2 合併の認可の申請（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号） 以下「規則」という。）第 35 条関係）	2 合併の認可の申請（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号） 以下「規則」という。）第 35 条関係）

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であって、合併後いずれかの医療法人が存続するときに限り、合併後存続する医療法人の定款において、残余財産の帰属すべき者として国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供するものであって、厚生労働省令で定めるもの以外の者を規定することができること。</p> <p>したがって、次の場合においては、合併後は、持分の定めのない医療法人となること。</p> <p>① 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのない医療法人である場合</p> <p>② 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのない医療法人であり、<u>それ以外が持分の定めのある医療法人である場合</u></p> <p>③ 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人であって、合併により新たに医療法人を設立する場合</p> <p>3 (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であって、合併後いずれかの医療法人が存続するときに限り、合併後存続する医療法人の定款において、残余財産の帰属すべき者として国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供するものであって、厚生労働省令で定めるもの以外の者を規定することができること。</p> <p>したがって、次の場合においては、合併後は、持分の定めのない医療法人となること。</p> <p>① 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのない医療法人である場合</p> <p>② 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのない医療法人である場合</p> <p>③ 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人であって、合併により新たに医療法人を設立する場合</p> <p>3 (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p>
--	--